

○地方独立行政法人くまもと県北病院職員給与規程

平成 29 年 10 月 1 日 規程第 11 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 給料(第 8 条—第 13 条)
- 第 3 章 手当(第 14 条—第 27 条)
- 第 4 章 雜則(第 28 条—第 32 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨及び適用範囲)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人くまもと県北病院職員就業規程(平成 29 年規程第 7 号。以下「就業規程」という。) 第 54 条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、就業規程第 2 条に規定する職員に適用する。

第 1 条の 2 職員の給与は、月額制又は年俸制とする。

(月額制の適用を受ける職員の給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、管理職手当、初任給調整手当、役職手当、業績手当、処遇改善手当及びベースアップ手当とする。

(年俸制の適用を受ける職員の給与の種類)

第 2 条の 2 年俸制の適用を受ける職員の給与は、次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 基本年俸は、基本給、役職給及び業績給とする。
- (2) 諸手当は、扶養手当、通勤手当及び住居手当とする。
- (3) その他は、特殊勤務手当とする。

2 前項に規定するもののほか、年俸の決定方法その他必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 3 条 次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に初任給調整手当、役職手当、麻薬管理業務手当、処遇改善手当及び医師事務作業補助手当を加えた額を地方独立行政法人くまもと県北病院職員時間外勤務手当等支給規則(令和 2 年規則第 8 号。以下「時間外勤務手当等支給規則」という。) 第 2 条第 2 項により得られた時間数で除した額とする。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、休日等、職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨定められている場合を除く。)その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間の分をその給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、離職、休職等により、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、未支給の給与から差し引くものとする。

(端数計算)

第5条 給与を減額する場合の勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 給料を減額する場合の基礎となる時間数並びに法定外労働に対する手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の月額の支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異なる部分ごとにそれぞれ集計した時間数)の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第6条 この規程に基づく給与は、現金で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条の規定に基づき職員代表と締結した労使協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、労使協定に基づき、原則として職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって行うものとする。

(給与からの控除)

第7条 次の各号に掲げるものは、労使協定に基づき毎月支給する給与から控除することができる。

- (1) 生命保険料
- (2) 個人年金保険料

- (3) 自動車保険料
- (4) 損害保険料
- (5) 積立貯金
- (6) 貸付返済金(熊本県市町村職員共済組合)
- (7) 職員互助会費及び互助会指定の物品購入代金
- (8) 職員互助会、組合費及びサークル活動費
- (9) 駐車場利用料金
- (10) 前各号に掲げるもののほか、労使協定に基づき決定した控除金

第2章 給料

(給料)

第8条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた額とする。

(給料表)

第9条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職 (一) 給料表 (別表第1)
- (2) 一般職 (二) 給料表 (別表第2)
- (3) 医師職給料表 (別表第3)

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第10条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、地方独立行政法人くまもと県北病院職員職務級規程（平成29年規程第16号）に定める基準に従い決定する。

2 職員の昇給及び昇格は、地方独立行政法人くまもと県北病院職員の昇格及び降格等規程（平成29年規程第15号）が定める基準に従い、前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

3 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の支給方法)

第11条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項及び第25条第1項において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

第12条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、前条第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から地方独立行政法人くまもと県北病院の勤務時間、休日及び休暇等規程（平成29年規程第17号。以下「勤務時間規程」という。）第4条及び第5条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（給料の日割計算）

第13条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 労働組合の業務に専ら従事する場合又は当該業務の従事が終了したことにより復職した場合
- (3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合
- (4) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合

第3章 手当

（扶養手当）

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。
 - (1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前項第1号に該当する扶養親族 10,000円

(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という） 8,300円
(職員に配偶者がない場合、うち1人については10,300円)

(3) 前項第3号から第5号のいずれかに該当する扶養親族 8,000円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合、うち1人については9,000円）

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合(前に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合には、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合には、その事が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について、同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のない者が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で、同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(住居手当)

第16条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額

3 住居手当の支給の始期及び終期は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 住居手当の支給は、職員が第1項に定める要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、住居手当を支給されている職員が離職した場合はその日までの支給とし、死亡した場合及び住居手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、

届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

(2) 住居手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

4 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第 17 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たり

の運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) また、新幹線利用の場合、特急料金においては特急料金の半額に相当する額を補助する。但し、月額 20,000 円を上限とする。

(2) 前項第 2 号に掲げる職員

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。) が片道 5 キロメートル未満である職員	2,000 円
イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員	4,200 円
ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員	7,100 円
エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員	10,000 円
オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員	12,900 円
カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員	15,800 円
キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員	18, 700 円
ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員	21,600 円
ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員	24,400 円
コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員	26,200 円
サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員	28,000 円
シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員	29,800 円
ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員	31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒

歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額(1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、退職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 支給単位期間において、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 ヶ月を超えない範囲内で 1 ヶ月を単位として理事長が別に定める期間（自動車その他の交通の用具に係る通勤手當にあっては、1 ヶ月）をいう。
- 7 第 9 条に規定する給料表のうち医療職給料表の適用を受ける職員が、高速自動車国道を利用しその利用が、理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とする場合には、月額 20,000 円を限度として通勤手当の額に加算して支給する。
- 8 通勤手当の支給の始期及び終期は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 通勤手当の支給は、職員が第 1 項に定める要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。
 - (2) 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の

額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第 18 条 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事する場合において、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲及び手当の額は別表第 4 に定める。

(時間外勤務手当)

第 19 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務手当等支給規則に定める算式により得られた額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第 20 条 休日において勤務することを命ぜられた職員には、時間外勤務手当等支給規則に定める算式により得られた額を休日勤務手当として支給する。

- 2 前項の休日とは、勤務時間規程第 4 条から第 6 条の規定に基づき日曜日及び土曜日以外の日を週休日と定められている職員にあっては、当該休日が週休日に当たるときは、理事長が別に定める日とする。

(夜間勤務手当)

第 21 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、時間外勤務手当等支給規則に定める算式により得られた額を夜間勤務手当として支給する。

(宿直手当)

第 22 条 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等、電話の収受及び非常事態に備えての待機等を目的として行う宿直勤務 1 回につき次に掲げる額を支給する。

職種	宿直時間	手当額
薬剤師	0 時 15 分～6 時 45 分	8,000 円

(管理職手当)

第 23 条 管理職手当は、管理の地位にある職員に対し、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び支給割合は、別表第 5 に掲げるとおりとする。

3 管理職手当は、職員が第1項に規定する地位にある職員となった日から支給し、同項に規定する地位にある職員でなくなった日から支給しない。ただし、勤務した日数が15日に満たないときは日割計算により支給し、月の初日から末日までの全日数を勤務しなかったときは支給しない。

4 第1項に規定する地位にある職員には、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

(初任給調整手当)

第24条 初任給調整手当は、助産師又は看護師の職にある職員で、理事長が別に定める要件を満たすものに対して支給する。

2 初任給調整手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(役職手当)

第25条 役職手当は、監督の地位にある職員又は医師給料表の適用を受ける者のうちその職務の特殊性に基づき支給する。

2 役職手当を支給する職及び支給割合は、別表第6に掲げるとおりとする。

3 役職手当は、職員が第2項に該当する役職員となった日から支給し、該当しなくなった日から支給しない。ただし、勤務した日数が15日に満たないときは日割計算により支給し、月の初日から末日までの全日数を勤務しなかったときは支給しない。

第26条 削除

(業績手当)

第27条 業績手当は、地方独立行政法人くまもと県北病院職員業績手当規則（平成29年規則第4号。以下「業績手当規則」という。）の定めるところによる。

(処遇改善手当)

第28条 処遇改善手当は、看護師、准看護師、保健師、助産師、看護補助者、介護福祉士、救急救命士及び医療クラークの職にある職員で、理事長が別に定める要件を満たすものに対して支給する。

2 処遇改善手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(ベースアップ手当)

第29条 ベースアップ手当は、職員のうち理事長が別に定める要件を満たすものに対し支給する。

2 ベースアップ手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(手当の支給方法)

第 30 条 扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、役職手当、初任給調整手当、処遇改善手当及びベースアップ手当は、当月分を当月に支給する。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当及び特殊勤務手当は、当月分を翌月に支給する。

3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前 2 項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。

4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第 11 条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

第 4 章 雜則

(休職者の給与)

第 31 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「災害補償法」という。）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規程第 15 条第 1 項第 1 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中の給与の全額（災害補償法第 28 条及び労基法第 76 条の規定による休業補償並びに労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 14 条の規定による休業補償給付を受ける額に相当する金額を除く額）を支給する。

2 職員が前項に規定する事由以外による心身の故障により就業規程第 15 条第 1 項第 1 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間（就業規程第 16 条第 2 項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。）が満 12 月に達するまでは、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 80 以内を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規程第 15 条第 1 項第 2 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

4 職員が就業規程第 15 条第 1 項第 3 号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、住居手当及び基礎給のそれぞれ 100 分の 70 以内（業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100 分の 100 以内）を支給することができる。

5 就業規程第 15 条第 1 項の規定による休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 6 職員が結核性疾患にかかり、就業規程第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。
- 7 第 2 項又は第 4 項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で基準日の属する月に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の基礎給を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の基礎給の支給については、業績手当規則で定める。

(介護休暇における給与の取扱い)

第 32 条 職員が勤務時間規程第 20 条の規定により勤務時間規程第 19 条に規定する介護休暇の承認を受けて介護休暇を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない 1 時間にについて第 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(専従休職者の給与)

第 33 条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(給料等の訂正)

第 34 条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を行うことができる。

(補則)

第 35 条 この規程の規定により難い職員の給与については、理事長が別に定めるものとする。

附 則(平成 29 年 12 月 1 日制定)

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 20 日制定)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 1 日制定)

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 24 日制定)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 16 日制定)

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条については令和 2 年 4 月

1日から適用する。

附 則（令和2年3月23日制定）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月15日制定）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日制定）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月27日制定）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年12月27日制定）

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日制定）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月25日制定）

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日制定）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月28日制定）

この規程は、令和4年12月1日から施行し、令和4年10月17日から適用する。

附 則（令和5年3月27日制定）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日制定）

この規程は、令和5年7月1日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

附 則（令和6年3月25日制定）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第28条については令和6年2月1日から適用する。

附 則（令和6年6月24日制定）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。ただし、第23条については令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年9月30日制定）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 23 日制定）

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日制定）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 12 月 22 日制定）

この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別表第1（第9条関係）

一般職給料表（一）

令和5年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額						
1	円 150,100	円 198,500	円 234,400	円 266,000	円 290,700	円 322,100	円 367,500
2	151,200	200,300	236,000	267,700	293,000	324,400	370,100
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,300	326,700	372,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,600	329,000	375,300
5	154,600	205,400	240,300	272,700	299,700	331,300	377,500
6	155,700	207,200	241,900	274,500	302,000	333,400	380,000
7	156,800	209,000	243,400	276,300	304,300	335,600	382,500
8	157,900	210,800	244,900	278,300	306,600	337,800	385,000
9	158,900	212,400	246,000	280,200	308,800	340,000	387,600
10	160,300	214,200	247,500	282,200	311,100	342,200	390,300
11	161,600	216,000	249,000	284,300	313,400	344,400	393,000
12	162,900	217,800	250,300	286,400	315,700	346,600	395,700
13	164,100	219,200	251,800	288,500	317,900	348,600	398,200
14	165,600	221,000	253,000	290,600	320,100	350,700	400,500
15	167,100	222,700	254,300	292,700	322,300	352,800	402,800
16	168,700	224,500	255,500	294,800	324,500	354,900	405,200
17	169,800	226,100	256,800	296,800	326,600	356,800	407,100
18	171,200	227,800	258,200	298,900	328,700	358,800	409,100
19	172,600	229,400	259,600	301,000	330,800	360,800	411,000
20	174,000	230,900	261,100	303,100	332,800	362,700	412,900
21	175,300	232,200	262,700	305,200	334,900	364,800	414,800
22	177,800	233,800	264,400	307,300	337,000	366,700	416,600
23	180,300	235,400	266,000	309,400	339,100	368,700	418,500
24	182,800	236,900	267,600	311,500	341,200	370,700	420,500
25	185,200	237,900	269,400	313,400	342,800	372,700	422,300

26	186, 900	239, 400	271, 200	315, 500	344, 800	374, 700	423, 800
27	188, 500	240, 700	273, 000	317, 600	346, 800	376, 700	425, 400
28	190, 200	241, 900	274, 900	319, 700	348, 800	378, 700	427, 000
29	191, 700	243, 100	276, 700	321, 700	350, 600	380, 300	428, 600
30	193, 400	244, 100	278, 600	323, 800	352, 500	382, 100	429, 900
31	195, 200	245, 100	280, 500	325, 900	354, 400	383, 900	431, 200
32	196, 900	246, 100	282, 400	328, 000	356, 300	385, 600	432, 500
33	198, 500	247, 200	284, 100	329, 600	358, 200	387, 400	433, 700
34	199, 900	248, 100	286, 000	331, 600	360, 000	388, 800	435, 000
35	201, 400	249, 000	287, 900	333, 700	361, 800	390, 400	436, 300
36	202, 900	250, 000	289, 800	335, 800	363, 500	392, 000	437, 500
37	204, 200	250, 900	291, 500	337, 700	365, 000	393, 500	438, 700
38	205, 500	252, 200	293, 300	339, 700	366, 300	394, 700	439, 500
39	206, 700	253, 400	295, 100	341, 700	367, 700	395, 900	440, 300
40	208, 000	254, 700	296, 900	343, 700	369, 100	397, 100	441, 100
41	209, 300	256, 000	298, 700	345, 600	370, 600	398, 200	441, 700
42	210, 600	257, 400	300, 400	347, 500	371, 500	399, 400	442, 400
43	211, 900	258, 600	302, 100	349, 400	372, 600	400, 600	443, 100
44	213, 200	259, 900	303, 800	351, 300	373, 700	401, 800	443, 800
45	214, 300	261, 100	305, 500	352, 800	374, 500	402, 500	444, 600
46	215, 600	262, 500	307, 200	354, 300	375, 400	403, 200	445, 400
47	216, 900	263, 900	308, 900	355, 800	376, 300	403, 900	446, 100
48	218, 200	265, 300	310, 600	357, 300	377, 200	404, 600	446, 900
49	219, 200	266, 600	311, 800	359, 000	378, 200	405, 200	447, 500
50	220, 300	267, 800	313, 400	359, 800	379, 000	405, 900	448, 200
51	221, 300	269, 100	315, 000	361, 000	379, 800	406, 600	449, 000
52	222, 300	270, 400	316, 600	362, 000	380, 600	407, 300	449, 800
53	223, 300	271, 500	318, 300	362, 900	381, 300	408, 000	450, 400
54	224, 200	272, 700	319, 900	364, 000	382, 000	408, 700	451, 200
55	225, 100	274, 000	321, 500	365, 000	382, 700	409, 400	452, 000

56	226,000	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	226,300	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	227,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	227,800	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	228,500	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	229,200	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	230,000	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	230,700	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	231,300	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	231,900	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	232,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	233,100	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
68	233,800	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
69	234,500	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
70	235,100	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
71	235,600	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
72	236,300	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
73	237,000	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
74	237,600	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
75	238,200	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
76	238,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
77	239,300	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
78	240,000	293,600	340,400	379,500	396,100		
79	240,700	293,800	340,800	380,100	396,800		
80	241,200	294,200	341,300	380,600	397,500		
81	241,700	294,400	341,700	381,100	398,000		
82	242,300	294,600	342,200	381,700	398,700		
83	242,900	295,000	342,700	382,300	399,400		
84	243,400	295,300	343,200	382,700	400,100		
85	243,900	295,600	343,600	383,300	400,600		

86	244, 500	295, 900	344, 000	383, 900			
87	245, 100	296, 200	344, 500	384, 500			
88	245, 600	296, 600	344, 900	385, 100			
89	246, 100	296, 900	345, 200	385, 800			
90	246, 600	297, 300	345, 600	386, 400			
91	246, 900	297, 700	346, 100	387, 000			
92	247, 300	298, 100	346, 500	387, 600			
93	247, 600	298, 200	346, 700	388, 300			
94		298, 500	347, 100				
95		298, 900	347, 600				
96		299, 300	348, 100				
97		299, 500	348, 100				
98		299, 800	348, 600				
99		300, 200	349, 100				
100		300, 600	349, 400				
101		300, 800	349, 700				
102		301, 100	350, 100				
103		301, 500	350, 500				
104		301, 800	350, 900				
105		302, 000	351, 400				
106		302, 300	351, 800				
107		302, 700	352, 200				
108		303, 000	352, 600				
109		303, 200	353, 100				
110		303, 600	353, 500				
111		304, 000	353, 900				
112		304, 300	354, 200				
113		304, 400	354, 700				
114		304, 700					
115		305, 000					

116		305, 400					
117		305, 600					
118		305, 800					
119		306, 100					
120		306, 400					
121		306, 800					
122		307, 000					
123		307, 300					
124		307, 600					
125		308, 000					

備考

- (1) この表は別表第 2 及び別表第 3 の適用を受ける職員以外の職員に適用する。
- (2) 熊本地方最低賃金審議会の令和 6 年 8 月 9 日答申により、1 級 1 号給から 1 級 4 号給は最低賃金を下回るため使用しない。
- (3) 熊本地方最低賃金審議会の令和 7 年 9 月 4 日答申により、1 級 1 号給から 1 級 7 号給は最低賃金を下回るため使用しない。

別表第 2 (第 9 条関係)

一般職給料表 (二) 令和 5 年 4 月 1 日

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 136, 200	円 187, 400	円 208, 500	円 254, 100
2	137, 100	188, 700	209, 700	255, 300
3	138, 100	190, 100	211, 100	256, 300
4	139, 000	191, 300	212, 300	257, 400
5	140, 000	192, 300	213, 600	258, 300
6	141, 000	193, 800	215, 000	259, 300
7	142, 000	195, 200	216, 400	260, 400
8	143, 000	196, 500	217, 800	261, 300

9	143, 800	197, 900	219, 100	262, 200
10	144, 800	198, 900	220, 700	262, 900
11	145, 800	200, 200	222, 300	263, 800
12	146, 900	201, 200	223, 700	264, 700
13	147, 700	202, 400	224, 900	265, 700
14	148, 700	203, 500	226, 400	266, 700
15	149, 800	204, 600	227, 900	267, 600
16	150, 800	205, 700	229, 200	268, 500
17	151, 900	206, 600	230, 000	269, 400
18	153, 300	207, 700	230, 700	270, 500
19	154, 500	208, 700	231, 600	271, 500
20	155, 700	209, 700	232, 600	272, 600
21	156, 800	210, 600	233, 200	273, 600
22	158, 000	211, 700	234, 700	274, 700
23	159, 200	212, 800	236, 000	275, 800
24	160, 400	213, 700	237, 000	276, 900
25	161, 500	214, 600	238, 300	278, 000
26	163, 000	215, 500	239, 500	279, 100
27	164, 500	216, 200	240, 800	280, 200
28	166, 000	217, 100	242, 000	281, 300
29	167, 400	217, 900	242, 800	282, 400
30	168, 800	219, 100	244, 000	283, 500
31	170, 300	220, 100	245, 200	284, 500
32	171, 800	220, 900	246, 300	285, 500
33	173, 100	221, 500	247, 400	286, 400
34	174, 800	222, 500	248, 400	287, 500
35	176, 500	223, 600	249, 500	288, 600
36	178, 200	224, 700	250, 500	289, 700
37	179, 900	225, 200	251, 600	290, 400
38	181, 300	226, 300	252, 500	291, 300

39	183, 000	227, 400	253, 500	292, 200
40	184, 500	228, 400	254, 500	293, 200
41	185, 800	229, 200	255, 500	294, 100
42	187, 200	230, 200	256, 700	295, 100
43	188, 500	231, 200	257, 600	296, 100
44	189, 900	232, 100	258, 900	297, 000
45	191, 400	233, 000	259, 600	297, 800
46	192, 700	233, 900	260, 600	298, 700
47	194, 100	234, 700	261, 700	299, 600
48	195, 500	235, 400	262, 800	300, 500
49	196, 800	236, 300	264, 100	301, 200
50	197, 900	237, 300	265, 300	301, 900
51	199, 000	238, 300	266, 500	302, 700
52	200, 200	239, 300	267, 500	303, 500
53	201, 300	240, 300	268, 600	304, 100
54	202, 400	241, 300	269, 800	304, 900
55	203, 300	242, 000	271, 000	305, 600
56	204, 400	242, 800	272, 200	306, 300
57	205, 500	243, 800	273, 200	307, 000
58	206, 400	244, 800	274, 300	307, 800
59	207, 400	245, 800	275, 400	308, 600
60	208, 400	246, 800	276, 400	309, 300
61	209, 500	247, 800	277, 500	309, 900
62	210, 400	248, 700	278, 600	310, 600
63	211, 300	249, 600	279, 700	311, 300
64	212, 200	250, 500	280, 800	312, 000
65	212, 800	251, 500	281, 700	312, 500
66	213, 600	252, 300	282, 500	313, 100
67	214, 300	253, 100	283, 300	313, 700
68	215, 000	253, 800	284, 200	314, 300

69	215, 400	254, 600	285, 100	314, 900
70	215, 800	255, 200	285, 900	315, 300
71	216, 100	255, 800	286, 700	315, 800
72	216, 400	256, 300	287, 400	316, 300
73	216, 600	256, 600	288, 200	316, 600
74	217, 000	257, 000	289, 000	317, 100
75	217, 400	257, 500	289, 800	317, 600
76	218, 000	258, 000	290, 600	318, 100
77	218, 200	258, 000	291, 200	318, 300
78	218, 700	259, 000	291, 800	318, 700
79	219, 100	259, 500	292, 300	319, 100
80	219, 500	260, 000	292, 700	319, 500
81	220, 000	260, 300	293, 100	319, 900
82	220, 300	260, 600	293, 600	320, 300
83	220, 600	260, 900	294, 100	320, 700
84	221, 000	261, 200	294, 600	321, 100
85	221, 500	261, 400	295, 000	321, 400
86	221, 900	261, 800	295, 600	321, 800
87	222, 300	262, 100	296, 200	322, 200
88	223, 000	262, 400	296, 800	322, 500
89	223, 400	262, 600	297, 100	322, 800
90	223, 900	262, 800	297, 600	323, 200
91	224, 400	263, 200	298, 100	323, 500
92	224, 800	263, 400	298, 600	323, 900
93	225, 100	263, 700	299, 000	324, 100
94	225, 500	264, 100	299, 500	324, 400
95	225, 900	264, 500	300, 000	324, 700
96	226, 200	264, 900	300, 500	325, 100
97	226, 500	265, 100	300, 800	325, 400
98	226, 900	265, 400	301, 200	325, 700

99	227, 300	265, 600	301, 700	326, 000
100	227, 700	265, 900	302, 200	326, 300
101	228, 100	266, 200	302, 600	326, 600
102	228, 500	266, 400	303, 000	
103	228, 900	266, 700	303, 400	
104	229, 300	267, 000	303, 800	
105	229, 700	267, 200	304, 100	
106	230, 200	267, 400	304, 500	
107	230, 500	267, 700	304, 900	
108	230, 900	267, 900	305, 300	
109	231, 100	268, 200	305, 600	
110	231, 500	268, 500	306, 000	
111	232, 000	268, 800	306, 400	
112	232, 400	269, 000	306, 800	
113	232, 600	269, 200	307, 000	
114	233, 100	269, 500	307, 400	
115	233, 600	269, 700	307, 800	
116	234, 100	269, 900	308, 100	
117	234, 400	270, 200	308, 400	
118	234, 800	270, 500	308, 800	
119	235, 200	270, 800	309, 100	
120	235, 600	271, 100	309, 400	
121	236, 000	271, 200	309, 600	
122		271, 500	310, 000	
123		271, 800	310, 300	
124		272, 100	310, 600	
125		272, 200	310, 800	
126		272, 500	311, 200	
127		272, 800	311, 500	
128		273, 100	311, 800	

129		273, 200	312, 000	
130		273, 500	312, 400	
131		273, 800	312, 800	
132		274, 100	313, 200	
133		274, 200	313, 400	
134		274, 500		
135		274, 800		
136		275, 100		
137		275, 200		

備考

- (1) この表は看護補助者の職員に適用する。
- (2) 熊本地方最低賃金審議会の令和6年8月9日答申により、1級1号給から1級18号給は最低賃金を下回るため使用しない。

別表第3（第9条関係）

医師職給料表

令和5年4月1日

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	253, 600	338, 400	400, 400	471, 700	566, 500	595, 900
2	256, 100	341, 400	403, 300	474, 000	569, 600	596, 900
3	258, 600	344, 200	405, 900	476, 200	572, 700	597, 900
4	261, 100	347, 100	408, 600	478, 500	575, 800	598, 900
5	263, 300	349, 800	411, 000	480, 700	578, 700	599, 900
6	267, 100	352, 800	413, 300	482, 900	581, 100	600, 900
7	270, 900	355, 900	415, 400	485, 100	583, 500	601, 900
8	274, 700	358, 700	417, 300	487, 300	585, 900	602, 900
9	278, 300	361, 100	419, 500	489, 300	588, 100	603, 900
10	282, 300	363, 700	422, 200	491, 400	589, 600	604, 900
11	286, 300	366, 400	424, 800	493, 500	591, 100	605, 900

12	290, 300	369, 200	427, 500	495, 600	592, 600	606, 900
13	294, 000	372, 100	429, 900	497, 700	594, 100	607, 900
14	298, 000	375, 600	432, 400	499, 800	595, 200	608, 900
15	301, 900	378, 600	434, 800	501, 900	596, 300	609, 900
16	305, 700	382, 200	437, 300	504, 000	597, 200	610, 900
17	309, 300	385, 600	439, 300	506, 100	598, 400	611, 900
18	312, 800	388, 300	441, 700	508, 100	599, 400	612, 900
19	316, 300	390, 800	444, 000	510, 100	600, 400	613, 900
20	319, 800	393, 400	446, 400	512, 100	601, 400	614, 900
21	323, 400	396, 100	447, 900	513, 900	602, 400	615, 900
22	327, 100	398, 300	450, 300	515, 700		616, 900
23	330, 500	400, 200	452, 600	517, 600		617, 900
24	333, 800	401, 800	454, 900	519, 500		618, 900
25	337, 300	403, 800	456, 900	521, 200		619, 900
26	339, 800	406, 100	459, 200	523, 000		620, 900
27	342, 400	408, 300	461, 400	524, 800		621, 900
28	344, 700	410, 600	463, 700	526, 600		622, 900
29	347, 100	412, 900	465, 800	528, 200		623, 900
30	348, 900	415, 000	468, 100	530, 000		624, 900
31	350, 700	417, 000	470, 400	531, 800		625, 900
32	352, 700	419, 100	472, 600	533, 600		626, 900
33	354, 900	421, 000	474, 600	535, 200		627, 900
34	357, 200	422, 800	476, 700	537, 000		628, 900
35	359, 300	424, 600	478, 800	538, 700		629, 900
36	361, 600	426, 600	480, 900	540, 500		630, 900
37	363, 700	428, 500	483, 000	542, 100		631, 900
38	366, 100	430, 500	484, 800	543, 700		632, 900
39	368, 300	432, 400	486, 600	545, 100		633, 900
40	370, 300	434, 400	488, 400	546, 700		634, 900
41	372, 500	436, 200	490, 100	548, 200		635, 900

42	373, 500	438, 000	491, 900	549, 600		636, 900
43	374, 300	439, 700	493, 700	551, 000		637, 900
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300		638, 900
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500		639, 900
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500		640, 900
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500		641, 900
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500		642, 900
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500		643, 900
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400		644, 900
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300		645, 900
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200		646, 900
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000		647, 900
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900		648, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800		649, 900
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700		650, 900
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600		651, 900
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500		652, 900
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400		653, 900
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100		654, 900
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000		655, 900
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900		656, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800		657, 900
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700		658, 900
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600		659, 900
66		469, 700	521, 400			660, 900
67		470, 400	522, 100			661, 900
68		471, 000	523, 000			662, 900
69		471, 300	523, 900			663, 900
70		472, 000	524, 700			664, 900
71		472, 700	525, 600			665, 900

72		473, 400	526, 500			666, 900
73		473, 800	527, 300			667, 900
74		474, 400	528, 200			668, 900
75		475, 100	529, 100			669, 900
76		475, 800	529, 800			670, 900
77		476, 200	530, 600			671, 900
78		476, 800	531, 500			672, 900
79		477, 400	532, 400			673, 900
80		477, 900	533, 300			674, 900
81		478, 500	534, 100			
82		479, 000	535, 000			
83		479, 500	535, 900			
84		480, 000	536, 800			
85		480, 400	537, 600			
86		481, 000	538, 500			
87		481, 400	539, 400			
88		481, 900	540, 300			
89		482, 400	541, 100			
90		483, 000				
91		483, 600				
92		484, 000				
93		484, 500				
94		485, 100				
95		485, 700				
96		486, 300				
97		486, 800				

備考 この表は医師に適用する。

別表第4（第18条関係） 特殊勤務手当

	種類	支給範囲	支給額	
1	麻薬管理業務手当	麻薬管理及び劇薬毒物の取扱に専ら従事する薬剤師	月額 20,000 円	
2	年末年始勤務手当	年末年始において勤務する職員	別に定める	
3	夜間看護手当	2 交代制勤務において、準夜及び深夜に看護業務等に従事する職員	勤務1回につき	11,000 円
4	移送手当	患者の移送に従事する職員	日額 400 円	
5	救急業務従事手当	1) 入院患者の病状急変及び救急患者等に対処するため院内で待機する診療放射線技師及び臨床検査技師	勤務1回につき	土日休日 日勤 12,000 円
		2) 入院患者の病状急変及び救急患者等に対処するため院内で待機する管理看護師		準夜深夜 勤務 17,000 円
		3) 勤務時間外に入院患者の病状急変及び救急外来患者等に対処するため自宅で待機する 1) 及び 2) 以外の職員	待機1回につき	6,200 円
				平日 500 円
				土日休日 (半日) 1,500 円
6	呼出手当	1) 勤務時間外に入院患者の病状急変及び救急患者等に対処するため呼出を受けた医師及び歯科医師	1回につき	3,000 円
		2) 勤務時間外に入院患者の病状急変及び救急患者等に対処するため呼出を受けた医師以外の職員		2,000 円
7	訪問診療手当	医師が診療等で患者に赴く場合	1回につき	1,000 円
8	災害・感染派遣手当	災害・事故・感染現場等への派遣を命ぜられた職員	日額	医師 10,000 円
				医師以外 5,000 円
9	調整手当	医師等の特殊な資格要件を要する職種で、特別の考慮を必要と理事長が判断した場合に支給することができる		

10	救急患者診療手当	所定勤務時間外に入院患者の 症状急変又は救急患者等に対 処するための医師	患者1人に つき	1,000 円
			小児患者 1 人につき	800 円
			患者が入 院した場 合 (患者 1 人 につき)	3,000 円

備考 1 職務を兼任する場合は、上位の職務に対する手当のみを支給する。

別表第5（第23条関係） 管理職手当

手当を支給する職	手当の額 (月額)
理事長（医師の場合）	530,000円
副理事長（医師の場合）	510,000円
病院長	510,000円
副病院長	490,000円
診療部長、健康管理センター長、診療技術部長（医師の場合）、薬剤部長（医師の場合）	450,000円
事務部長、看護部長、診療技術部長、薬剤部長	65,000円

備考 役職を兼任する場合は、上位の職務に対する手当のみを支給する。

別表第6（第25条関係） 役職手当

手当を支給する職	手当の額 (月額)
消化器センター長、診療科主任部長、医科診療科部長、健康管理センター次長	339,300円
歯科診療科部長	243,600円
医科医長	213,000円
歯科医長	127,900円
医師職給料表2級以上の適用を受ける医科医師	196,400円
医師職給料表2級以上の適用を受ける歯科医師	117,900円
医師職給料表1級の適用を受ける医科医師	150,600円
医師職給料表1級の適用を受ける歯科医師	90,200円
薬局長	60,000円
看護部次長、事務部次長、診療技術部次長、診療科副部長	55,000円
技師（技士、療法士）長（新任2年超）、課長（新任2年超）、看護師長（新任2年超）、薬局次長（新任2年超）	50,000円
看護師長（新任2年以内）、技師（技士、療法士）長（新任2年以内）、課長（新任2年以内）、薬局次長（新任2年以内）	40,000円
室長、副技師（技士、療法士）長、課長補佐、看護部主任、薬局主任（新任1年超）	15,000円
看護部副主任、看護部以外主任、薬局主任（新任1年以内）	10,000円
看護部以外副主任	8,000円